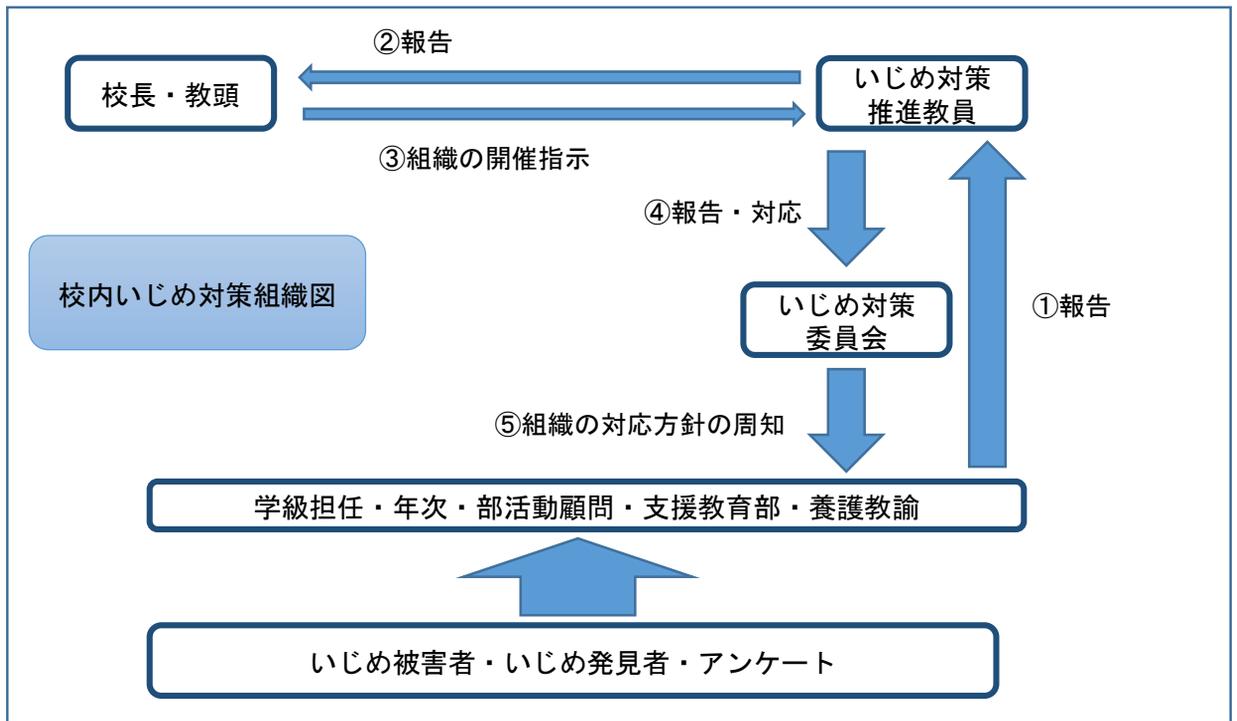


新潟県立出雲崎高等学校 いじめ防止基本方針



1 組織的な対応

- いじめ対策推進教員を中心に情報集約し伝達、共有。
- 校内に「いじめ防止対策委員会（定期開催）」を開催。
- 「いじめ認知時対応委員会（認知時開催）」を組織する。
- 職員研修を年間計画に位置付け、実施。

2 いじめの未然防止

- 「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成、継続的、計画的な指導を実践。
- いじめのない学校づくりに向けた指導の充実。
- 教職員の人権感覚を磨き指導に細心の注意を払う。
- インターネットの適切な使い方について指導。

3 いじめの早期発見

- いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識する。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- 日頃から生徒へ信頼関係を深め、いじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- いじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。
- 新潟県のいじめ相談窓口やポータルサイトなどの情報提供に努める。
- 決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。

4 いじめの早期解決

- いじめを受けたとされる生徒を徹底的に守り通す。
- いじめを受けたとされる生徒や保護者の立場に立って対応する。
- いじめの行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、継続的に対応。
- いじめを行った生徒については、反省させ、学校組織として継続して指導する。
- 双方の保護者に対して、説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組む。
- いじめを見ていた生徒に対しては、見逃さず根絶しようとする態度を育成。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組む。
- 解決した後も、生徒の双方を継続的に良好な人間関係の構築に努める。